＼令和8年4月から／

北塩原村国民健康保険

高額療養費の支給申請手続きを簡素化します

令和8年4月該当分から、高額療養費の申請方法が変わります。
これまでは月ごとに申請が必要でしたが、初回に「特例手続」を行うことで、
次回以降の申請が不要になり、指定口座へ自動的に振り込まれます。

いままで

「月ごとの申請」が必要

高額療養費に該当する月ごとに
申請書を記入して役場窓口に提出

これから

「１回の申請」でOK

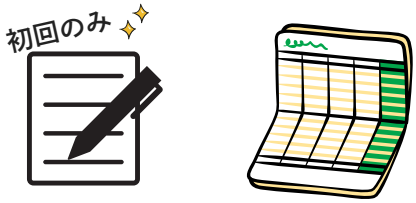

初回に特例手続をすれば
次回以降は申請不要で自動振込

初回手続と必要書類

役場から「お知らせ」が届く

高額療養費の対象世帯には、村から
「支給該当のお知らせ」が届きます。

必要書類を準備

①支給申請書、②特例手続用申請
③世帯主名義の通帳写し、④印鑑

役場窓口で申請

役場本庁保健福祉課または
裏磐梯合同庁舎に提出

⚠ 以下に該当すると自動振込が停止されます

×国民健康保険税に滞納が生じた場合
×国民健康保険の世帯主が死亡または変更になった場合
×指定口座に振込ができなくなった場合

振込日は通知書で確認

支給金額や支給日は
「高額療養費支給決定通知書」
でお知らせします。

問い合わせ　**北塩原村役場　保健福祉課福祉係**

〒966-0485　福島県耶麻郡北塩原村大字北山字姥ヶ作3151番地
電話　0241-23-3113

令和８年３月発行

高額療養費とは

医療機関や薬局の窓口で支払った額が、ひと月（月の初めから終わりまで）で限度額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。
※入院時の食事代や差額ベッド代等は含みません。

高額療養費における自己負担限度額

【70歳未満の方】

区分	所得※１	自己負担限度額	
		３回目まで	４回目以降※２
ア	901万円超え	252,600円＋（医療費－842,000円）×1%	140,100円
イ	600万円超え 901万円以下	167,400円＋（医療費－558,000円）×1%	93,000円
ウ	210万円超え 600万円以下	80,100円＋（医療費－267,000円）×1%	44,400円
エ	210万円以下	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税	35,400円	24,600円

【70歳以上75歳未満の方】

区分			自己負担限度額	
			外来のみ（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
現役並み所得者	III	課税所得 690万円以上	252,600円＋（医療費－842,000円）×1% ＜4回目以降※2　140,100円＞	
	II	課税所得 380万円以上	167,400円＋（医療費－558,000円）×1% ＜4回目以降※2　93,000円＞	
	I	課税所得 145万円以上	80,100円＋（医療費－267,000円）×1% ＜4回目以降※2　44,400円＞	
一般			18,000円 ＜年額144,000円＞	57,600円 ＜4回目以降※2　44,400円＞
低所得II			8,000円	24,600円
低所得I				15,000円

※１ 所得とは「基礎控除後の総所得金額等」のことです。
※２ 過去12か月以内に高額療養費の支給が４回以上あった場合の４回目以降の限度額です。

「マイナ保険証」または「限度額適用認定証」を提示することにより医療機関等での窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。

令和８年３月発行